



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
2月24日  
第184号  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例付則第2項の規則で定める日を定める規則(スポーツ課) ..... 1
- 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課) ..... 1
- ※滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ課) ..... 1

### ○ 告 示

- 滋賀県税条例の規定による個人の事業税の申告に係る期限の延長(税政課) ..... 2

### ○ 土 木 事 務 所 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江) ..... 2

### ○ 人 事 委 員 会 規 則

- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則および滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 病 院 事 業 庁 規 程

- ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 ..... 3

## 規 則

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例付則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和3年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第4号

### 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例付則第2項の規則で定める日を定める規則

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)付則第2項の規則で定める日は、令和3年3月18日とする。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第5号

### 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第3号)付則ただし書に規定する規定(第3条の規定に限る。)の施行期日は、令和3年3月18日とする。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第6号

## 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例施行規則(平成28年滋賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「会議室」を「会議室兼宿泊室」に改める。

## 付 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

## 告 示

## 滋賀県告示第140号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、同条例第38条の10第1項に規定する個人の事業税の申告に係る期限のうち、令和2年所得に係るものについては、年の中途に事業を廃止した場合を除き、納税義務者の居住する地域にかかわらず、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

## 土 木 事 務 所 公 告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年2月24日

滋賀県東近江土木事務所長 平 松 良 哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
甲賀市水口町八光1番3-101号ディアコート八光松山優	蒲生郡日野町大字音羽字上浦488番1、489番1、492番1	497.52㎡	令和3.2.16	000541

## 人 事 委 員 会 規 則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則および滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第1号

## 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則および滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

- (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)第25条の2第1項第1号

(2) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第8号)第2条第14項第1号

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和3年2月24日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第12条の3第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改め、同項第2号中「この条において」を削る。

付則中第26項を第30項とし、第25項を第29項とし、第24項を第28項とし、第23項の次に次の4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当)

24 当分の間、第7条の規定の適用については、同条中「次に掲げるとおり」とあるのは、「次に掲げる手当および新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当」とする。

25 新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当は、職員が病院事業庁長が別に定める施設に派遣され、当該施設において感染者等の看護業務等に従事したときに支給する。

26 前項の手当の額は、勤務1回につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 正規の勤務時間が7時間45分以内である場合 10,000円

(2) 正規の勤務時間が7時間45分を超える場合 15,000円

(夜間看護等手当の特例)

27 当分の間、感染者等の看護等の業務に従事するために、病院事業庁長が別に定める施設において勤務する看護師が第10条第1項第1号に掲げる業務に従事したときは、同号に規定する病棟に勤務する看護師または介護職員とみなす。

付 則

1 この規程は、令和3年2月24日から施行する。

2 改正後の付則第27項の規定は令和2年11月30日から、改正後の付則第24項から付則第26項までの規定は同年12月16日からそれぞれ適用する。

